

保育・教育

先生インタビュー Interview

(北檜山幼稚園)

北檜山幼稚園では、「友だちと共に育ち合い、心豊かに生活を広げていく子どもの育成をめざして」の研究主題の基に、人とかかわりながら、遊びを通して社会性や道徳性を身につけて欲しいと願い、日々保育をすすめています。

集団生活において、教師との信頼関係や友達の存在が大きな成長へとつながりますが、いつも快いことばかりではありません。楽しい、嬉しい、悲しい、悔しいなどの感情体験をたくさん経験して、「生きる力」を育むための援助や環境の構成を工夫し、優しくたくましい心を育てていきたいと考えています。



子育て支援 **特集**

～私たちの大切な未来～

■北檜山幼稚園

幼稚園教育要領に基づく教育が受けられます。(3歳から小学校入学前までの児童)

☎ 0137・84・5754



■学童保育所

共働き家庭等が安心して働けるよう支援するため、全区において保育時間の延長をすることにも、土曜日も一日保育を開始しています。

・対象／小学校1年生～4年生

・開所日／毎週月曜日～土曜日

・保育時間／下校時から午後6時(春・夏・冬休み期間は午前

8時30分～午後6時)

・保育料／月額六千円(一家庭

で2人目から三千五百円) ※減

免制度あり

・保育内容／宿題・読書・ビデ

オ鑑賞・工作等※おやつ別途負

担であり

・北檜山学童保育所(北檜山区豊岡)

☎ 0137・86・0157

・瀬棚学童保育所(瀬棚区本町)

☎ 0137・87・2655

・大成学童保育所(大成区都)

☎ 0137・84・4009

■教育相談電話

いじめなどの相談を電話で受け付けています。ふだんの子どものたちの生活の様子で気がかりなことなどもお知らせください。(午前9時～午後5時)

・相談員／三浦修、梅川志美雄

☎ 0137・84・4009

■昔：現在そして未来へ：

兄弟や家族が多く、近所のふれあいも多かった頃、子どもは家族や地域に見守られながら育っていきました。しかし現在は、少子化が進み核家族の増加、共働きの一般化などにより、家族だけでの子育てが難しい状況になっています。健やかに成長し、大きな夢を持ち力強く歩もうとする子どもたちのために、そして子育てする親の育児に対する負担・不安や心配を取り除けるよう、家族・地域・町ぐるみで安心して生み・育てられる環境づくりを今後も進めていきたいと思っています。

道路の維持管理 に関するお願い

北海道財政は危機的な状況にあり「財政立て直しプラン」のもと、道道の維持管理につきましても作業内容の一部見直しやコスト縮減に取り組んでいるところです。限られた予算のなか、経費の節減など一層効率的な維持管理に努めていきますが、道民の皆さまにおかれましても、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

① 草刈りは年1回

実施時期は、6月中旬頃を予定しており、幅は舗装端より50cm程度です。

② 道路照明の消灯

既存の道路照明であっても、道路の利用状況等を勘案したなかで消灯を実施しています。

③ 道路の樹木について

老朽した危険な樹木や過度な繁殖により維持するのが困難となった樹木等の間引き及び撤去を進めています。

④ 舗装道路を汚さない

農作業トラクターや工事現場等からの車両が舗装道路に進入する場合は車両のタイヤについた泥を落としてから進入してください。やむを得ず舗装道路を汚した場合は、速やかに清掃するようお願いします。

⑤ 道路にゴミを捨てない

空き缶、ペットボトル、タイヤ、家電等を道路及び道路敷地に投棄しないでください。

⑥ 道路を使用する場合

家の新改築等に伴う足場等の設置で一時的に道路を使用する場合や車の出入りのための縁石の切り下げを行う場合は、当所への届出が必要です。なお歩道等の道路敷地内には広告用のぼり、看板等の設置はできません。

⑦ 道路情報の提供協力

道路を走行中、異常を発見した場合は、当初まで情報の提供をお願いします。

問い合わせ先

函館土木現業所
今金出張所施設保全室
☎0137-82-0309

長寿医療制度(後期高齢者医療制度) のお知らせ

平成20年4月1日から、75歳以上の方と、65歳から74歳までで障害認定を受けた方を対象に、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)が始まりました。平成19年の所得で計算した正式な保険料をお知らせするため、6月または7月にすべての方へ「保険料額決定通知書」を送付します。



●保険料の納め方

既に年金から差し引かれている方

●これからも年金からお支払いいただきます。

まだ年金から差し引かれていない方

①年金の年額が18万円未満の方
②介護保険料との合計額が、差し引きの対象となる年金受給額の半分以上になる方
●納付書または口座振替で納めていただきます。

③被用者保険^{*}の被保険者(本人)だった方
●10月に支給される年金から差し引きが始まります。
●4月から9月までの保険料は、納付書または口座振替で納めていただきます。
●①または②に該当する方は、納付書または口座振替で納めていただきます。

④被用者保険^{*}の被扶養者だった方
●10月に支給される年金から差し引きが始まります。
●4月から9月までの保険料は、かかりません。
注) 被扶養者であったことの確認に時間を要するため、いったん保険料を徴収することがありますが、その場合はお返しします。詳しくは、市町村にお問い合わせください。
●①または②に該当する方は、納付書または口座振替で納めていただきます。

4月2日以降に加入した方

●年金からの差し引きが始まるまでは、納付書または口座振替で納めていただきます。
注) 加入時期によって、年金からの差し引きの開始時期が異なります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。
●①または②に該当する方は、納付書または口座振替で納めていただきます。

※被用者保険とは

政府管掌健康保険や組管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。

国民健康保険や国民健康保険組合は、含まれません。

●通称が「長寿医療制度」に

厚生労働省では、制度を身近で親しみやすいものにするため、通称を「長寿医療制度」にしました。なお、正式な名称は、「後期高齢者医療制度」のまま変わりはありません。

問い合わせ先

・北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
・役場本庁保健福祉課高齢者医療係 ☎0137-84-5111
・瀬棚総合支所保健福祉課高齢者医療係 ☎0137-87-3311
・大成総合支所町民福祉課高齢者医療係 ☎01398-4-5511